

31佐々町監査委員公表第1号

行政監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

平成31年2月18日

佐々町監査委員 野口 末裕
佐々町監査委員 平田 康範

監査結果報告

1. 監査の種別 行政監査
2. 監査の対象 新公会計制度にむけた取り組み状況について
3. 監査の期間 平成31年2月15日（金曜日）
4. 監査の方法 提出された財務書類等をもとにヒアリングを行い、事務処理の状況について実地調査（公会計システム（固定資産台帳含む））を実施した。
5. 監査の着眼点
 - ①財務書類4表が総務省から示された統一的な基準に基づいて作成されているか。
 - ②固定資産台帳の台帳整備までの経過と作成後の台帳管理をどのように運用しているか。
 - ③新会計制度に対応した財務会計システムが整備されているか。
 - ④財務書類4表を通して、各指標データにより、町の財政運営状況をどのようにして分析しているか。
6. 監査の結果
 - ①平成28年度決算における財務書類4表については、総務省の統一的な基準に基づいて、適正に作成されていた。平成29年度決算分については今年度中に作成予定のこと。
 - ②固定資産台帳については、平成26年度から公会計システムで管理されている。平成28年度末の固定資産台帳と貸借対照表の資産残高の数値は一致しており、適正に作成されていた。今後の運用については検討中とのこと。
 - ③新会計制度に対応したシステムについては、既存の財務会計システムと別に公会計システムが整備されており、財務書類作成や固定資産台帳の整備、管理の運用が出来ている。
 - ④財務書類4表を用いた分析については、現在、平成28、29年度決算分について、平成31年5月完成を目指し分析に取り組んでいるとのこと。

7. 監査委員の意見

平成26年度分から固定資産台帳と平成28年度の決算から財務書類4表が作成されているが、現状において全庁的に活用がなされてないと見受けられる。今後の資産管理や予算編成などへ有効に活用が出来るよう検討していただきたい。

分析については、現在未作成であるが、財務書類のデータ等による指標を分析することで、町の財政状況を多角的に分析することが可能となるため、総務省が示すマニュアルや他自治体の活用事例等を参考に取り組んでいただきたい。

また、議会への報告や住民等にむけたホームページや広報紙による公表の実施に向けて努めていただきたい。